

平成 21 年度 道央西部会研修競技

開催日：平成 21 年 8 月 6 日（木）

会 場：真駒内カントリークラブ(空沼)

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則附 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 185p 参照)

4. 使用クラブの規定

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則附 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則 183p 参照)

5. スタート時間

『ゴルフ規則附 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 186p 参照)

6. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則附 I (C)6b』を適用する。(ゴルフ規則 189p 参照)

8. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則附 I (C)9』を適用する。(ゴルフ規則 191p 参照)

※但し、コース内に設置してあるマンリフトは使用することができる。

ローカルルール

1. アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

4. 排水溝は動かさない障害物とする。

5. 人口の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

6. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則 I (B)6』を適用する。(ゴルフ規則 173p 参照)

7. No.8 ホールの 1 打目がアウトオブバウンズとなった場合、プレーの進行を図るため特設ティーより 4 打目として打つものとする。

8. No.8 ホールのグリーン横にあるマンリフト並びに防護ネット（動かさない障害物）がプレーの障害となる場合には、無罰で指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加変更のある場合は、クラブハウス内に掲示して告示する。

2. パー3 ホールでは、パターをする前に後続組がティグラウンドに来たときは打たせること。

3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないように注意すること。

競技委員長 竹ヶ原祐子